平成２２年（フ）第４１号
福岡県八女郡広川町大字川上147番地６
債務者　西塔みどり
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第１４４号
北海道小樽市緑１丁目２番13号　八尾アパート２Ｆ、前住所北海道小樽市富岡２丁目２番12号　野呂方
債務者　生田目美千子
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第７２７号
仙台市宮城野区東仙台１丁目10番14号
債務者　日下　武司
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８８０号
仙台市青葉区折立５丁目３番１―103号
債務者　早坂　正彦
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８９９号
仙台市泉区泉中央１丁目13番地の３　ウエスト７泉505
債務者　秋場　妙子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９１０号
宮城県亘理郡亘理町逢隈中泉字本木131番地12　東建アパート103
債務者　齋藤　直美
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９１８号
仙台市太白区南大野田７番地の８　プラザＧ３―101
債務者　小林　和徳
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９２５号
宮城県塩竈市白萩町８番８号
債務者　遠藤美江子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９２７号
仙台市若林区若林６丁目11番18号　武田アパート203
債務者　山田　　隆
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９３０号
宮城県宮城郡七ヶ浜町松ヶ浜字謡23番地の17
債務者　長田　　舞（旧姓加藤・久道）
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９３５号
仙台市太白区砂押町16番19号　キャステール砂押103
債務者　中山　俊幸
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９５４号
仙台市若林区南染師町20番地　エステマール503、従前の住所仙台市若林区大和町１丁目11番32号　楓荘201号
債務者　及川　紀子（旧姓田戸岡）
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９５６号
仙台市泉区明石南６丁目11番地の３
債務者　菱沼　年昭
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９７９号
仙台市太白区太子堂５番15―202号
債務者　三枝　　哲
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３１号
宮城県気仙沼市唐桑町宿浦406番地　宿住宅Ⅱ―２
債務者　小笠原恵美
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２１年（フ）第１３５号
山形県鶴岡市神明町５番47号
債務者　横山　英夫
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第１３６号
山形県鶴岡市神明町５番47号
債務者　横山　初美
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
山形地方裁判所鶴岡支部